

議案第 86 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

総務部人権庶務課

1 陶山 憲雅（すやま けんが）氏

2 任期

法務大臣が委嘱する日から 3 年

3 他の委員

要害 映子（ようがい えいこ）氏 （令和 6.10.1～令和 9.9.30）7 期目

奥村 晴代（おくむら はるよ）氏 （令和 6.10.1～令和 9.9.30）3 期目

飯倉 昇明（いいくら のぶあき）氏 （令和 6.10.1～令和 9.9.30）3 期目

釜井 順子（かまい じゅんこ）氏 （令和 6.1.1～令和 8.12.31）1 期目

4 委員の資格（人権擁護委員法第 6 条第 3 項）

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

5 その他

陶山氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を再推薦する。

担当

総務部人権庶務課

電話 048-463-1738